

国際連合



国際連合

非政府組織支部

持続可能な開発のための政府間支援調整室

10017 ニューヨーク州ニューヨーク市 国際連合事務局ビル 25 階

電話番号 (212) 963-8652、FAX: (212) 963-9248

ウェブサイト: www.un.org/ecosoc/ngo 連絡先: www.un.org/ecosoc/ngo/contact

2021年12月17日

親愛なる NGO 代表者様へ

件名: 経済社会理事会の決定に対するフォローアップについて

2021年11月1日、経済社会理事会 (ECOSOC) は、非政府組織 (NGO) 委員会の勧告を採択し、あなたの組織、**The Green Hat International (NPO)** に特別協議資格を付与したことを喜んでお伝えします。心よりお祝い申し上げます。

団体の協議資格は、ECOSOC とその補助機関、人権理事会、そして特定の条件下で総会と他の政府間機関の一部の会議、さらに国連事務局と様々な形で関わることを可能にします。協議資格を持つ NGO のために開かれた国連の会議及び行事に関する情報については、私たちのウェブサイトで多言語で提供されている冊子「**ECOSOC との協働: 協議資格に関する NGO ガイド**」<http://csonet.org/index.php?menu=134> をご参照ください。

この関係をよりよく理解するために、私たちはこの機会に ECOSOC との協議資格があなたの団体に与える特権と、この関係の下であなたの団体が満たすべき義務に関するいくつかの重要な情報を提供します。従って、以下に提供する情報を注意深く検討する時間を取ることを強くお勧めします。

A. 協議資格の特権と利益

1) ECOSOC 決議 1996/31

- ・ NGO との協議の取り決めは、1996年7月25日に理事会で採択された ECOSOC 決議 1996/31 によって規定されています。詳細な情報については、<http://csonet.org/content/documents/199631.pdf> で決議全体を確認してください。この決議には、あなたの組織が行う作業の性質と範囲に基づいて、理事会の作業に参加する方法についての情報が記載されています。

NPO 法人グリーンハット・インターナショナル

811-0214 福岡県福岡市早良区東区和白東 2 丁目 13 番 28 号 103 号, 日本

NGO との協議関係は、理事会またはその機関の一つが、ある主題に特別な能力を持つ組織から専門的な情報または助言を求めることを可能にします。

2) 会議への出席と国連へのアクセス

- ・現在では、ニューヨークの国際連合本部、ジュネーブとウィーンの国際連合事務所に公式代表者を指定することができるようになりました。また、総合協議資格および特殊協議資格を有する団体は、ECOSOC およびその補助機関、人権理事会、そして一定の条件のもとでは総会や他の国連政府間機関の公開会議にオブザーバーとして出席するための正式代表を指定することができます。これらの取り決めは、他の参加手段を含むよう補足することができます。確実に参加するためには、所属団体に既に割り当てられているユーザー名とパスワードを使用し、NGO 支部のウェブサイト (<http://csonet.org/index.php?menu=14>) にログインしてください。
- ・グラウンド・パスを取得するためには、同じログインとパスワードの情報を使用し、指示に従って当暦年の代表者を指定してください。代表者は、ニューヨーク、ジュネーブ、ウィーンの指定された場所で直接パスを受け取る必要があります。COVID 19 に関連するアクセス制限のため、国連のオフィスは従来のように NGO の代表者に開放されない可能性があることにご注意ください。国連事務局は、この点に関する進展について随時お知らせします。
- ・また、ログインとパスワードの情報は、国連からの重要な連絡をタイムリーにお知らせできるよう、常に組織プロフィールと連絡先情報を更新するためにお使いください。国連事務局からの連絡はすべて、あなたの組織が組織プロフィールに記入した E メールアドレスに送られることにご留意ください。この情報を提供し、更新するのは NGO の責任です。したがって、NGO 支部からの受信メッセージをあなたの組織が中断なくモニターできるような方法でメールアドレスを設定してください。このため、6ヶ月ごとに組織プロフィールをチェックし、更新することをお勧めします：<http://esango.un.org/civilsociety/login.do>。これを怠ると、協議資格に関する事務局からの重要な情報や、NGO の活動および／または国連の活動への参加にとって貴重となりうるその他の情報を見逃してしまう可能性があります。

3) ECOSOC における書面による意見陳述

- ・総合協議資格および特別協議資格を有する機関は、これらの機関が特別な能力を有するテーマについて、理事会の業務に関連する意見書を提出することができます。これらの声明は国際連合事務総長から理事国へ回付されます。
- ・意見書の提出と回覧に関する要件は、決議 1996/31 に詳述されています。これには以下のものが含まれますが、これらに限定されません。

(a) 意見書は、国際連合の 2 つの公用語のうち 1 つ (英語またはフランス語) で提出されなければならない。

(b) 回付前に事務総長と当該機関との間で適切な協議が行えるよう、毎年理事会の開催前に示された期間内に提出すること。

(c) 総合協議資格を有する機関からの意見書は、最大 2,000 ワードに制限される。

(d) 特別協議資格を有する機関からの書面による声明は、最大 500 ワードに制限される。

4) ECOSOC での口頭発表

・口頭発表の要件は以下の通りですが、これらに限定されるものではありません。

(a) 非政府組織委員会は、一般協議資格および特殊協議資格を有するどの組織が安保理で口頭発表を行うべきか、また、どの項目に関して意見を聞くべきかについて安保理に勧告する。このような団体は、安保理の承認を得て、安保理で 1 回だけ声明を発表する権利を有します。

5) ECOSOC 及びその補助機関との協議

・ ECOSOC の委員会及び他の補助機関は、一般及び特別な地位にある NGO と協議することができ、かかる協議は NGO の要請に応じて手配することができます。

・ ECOSOC の委員会は、特定分野において特別な能力を有する NGO が研究または調査を行うこと、または委員会のために論文を作成することを勧告することができます。

・ NGO は、相互の利益または関心事項に関して事務局の適切な事務所の職員と協議することができるものとします。このような協議は、NGO または事務総長の要請に基づいて行うものとします。

・ 事務総長は、協議資格を有する団体に対し、調査の実施または論文の作成を要請することができます。

6) 国際連合施設の利用

事務総長は、協議資格を有する NGO に対して、以下のような国際連合の施設を提供する権限を有します。

・ ECOSOC の業務に関連する会議又は小規模会議のための宿泊施設（利用可能であり、各国連事務局で設定された条件のもとにある）。

・ 経済・社会及び関連分野の問題を扱う総会の公開会議中に、適切な座席配置及び文書入手のための施設。

・ 団体または組織が特に関心を持つ事項に関する非公式な協議の手配。

・ 国連プレス・ドキュメンテーション・サービスへのアクセス。

・ 事務総長が適切と考える ECOSOC 及びその補助機関に関連する文書の迅速かつ効率的な配布。

・ 国際連合図書館の利用。

B. 協議資格を有する NGO の責任と義務

1) 4 年ごとの報告

- ・総合協議資格および特別協議資格を有する団体は、ECOSOC 決議 1996/31 に従って、4 年に一度、ECOSOC と国連の活動を支援するための団体の活動に関する報告書を提出することが要求されています（4 年ごとの報告書として知られています）。この要件は、"4 年ごとの報告手続きを改善するための措置"に関する ECOSOC 決議 2008/4 を通じて強化されています。これらの要件に基づき、**貴団体は 2021 年から 2024 年の期間の最初の報告書を 2025 年 6 月 1 日までに提出し**、NGO 委員会の審査を受けることが要求されることとなります。NGO 支部のウェブサイト (<http://csonet.org/?menu=85>) から、これらの報告書の提出のためのガイドラインをダウンロードし、注意深く従ってください。
- ・4 年ごとの報告書を提出するまでの間に、団体は国連の会議や行事への参加、国連の基金や機関との協力について詳細な記録を残し、その後の報告書に反映させることが望ましいとされています。

2) 協議資格の停止と取消し

- ・決議 2008/4 に基づき、NGO が最初の提出期限後、3 回の督促を経て、6 月 1 日の提出期限までに 4 年ごとの報告書を提出しない場合、NGO 委員会は、翌年 1 年間、その組織の協議資格の即時停止を勧告しなければなりません。
- 同決議によると、4 年ごとの報告書の未提出により協議資格を停止された NGO は、NGO 委員会が報告書を検討し、留意して協議資格の回復を勧告するために停止期間内に報告書を提出することが要求されます。
- ・しかし、NGO が規定された期間内に報告書を提出しない場合、NGO 委員会は、経済社会理事会に協議資格の即時撤回を勧告しなければなりません。理事会により協議資格が撤回されると、NGO は、その関係の利益と特権を受けることができなくなります。
- ・関係する組織は、地位の撤回が有効になった日から 3 年後にのみ、協議資格を再申請する権利が与えられます。
- ・さらに、NGO の協議資格は、以下の場合、経済社会理事会の非政府組織委員会の勧告に基づく決定により、最長 3 年間停止されるか、または撤回される可能性があります。
 - (a) 組織が直接、またはその関連団体や代表者を通じて、国際連合憲章の目的や原則に反する行為（国際連合加盟国に対する根拠がない、または政治的動機による行為など）を行い、その地位を明らかに濫用した場合。
 - (b) 違法薬物取引、マネーロンダリング又は違法武器取引などの国際的に認知された犯罪活動から生じた収益から影響を受けたという立証された証拠が存在する場合。
 - (c) 過去 3 年間、国際連合の活動、特に、理事会、委員会その他の補助機関に対し、積極的又は効果的な貢

献をしなかった組織であった場合。

協議資格の不当表示に対する厳格な禁止事項

- ・協議資格を有する NGO は、国際連合システムの一部と見なされることはありません。従って、NGO は国際連合の代表者でも職員でもなく、国際連合を代表して業務協定を締結したり、国際連合の名称やロゴを悪用して、いかなる形でも組織の活動を支持する権限はありません。さらに、協議資格は、NGO に免税、外交官パスポート、旅行特権などのいかなる特権も与えるものではありません。
- ・協議資格を有する NGO は、文房具、名刺、ウェブサイト、会議用バナー、車、オフィスビルなどに国連のロゴを使用することを禁じられています。協議関係の不当表示は、組織に不利な結果をもたらす可能性があります。
- ・組織がレターヘッドに協議資格を表示したい場合は、組織名の下に次のような文言を入れることができます。

“2021 年から国際連合経済社会理事会(ECOSOC)の特別協議資格を有する組織”

(Organization in special consultative status with the Economic and Social Council since 2021)

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。私たちは、皆様と共に働く機会を歓迎し、国連の活動、特に ECOSOC とその補助機関への皆様の参加を将来的に促進することができれば幸いです。

敬具

マーク・アンドレ・ドレル

チーフ代理

NGO 支部

持続可能な開発のための政府間支援調整室

経済社会局